

求人に関済金を請求できない特別な事情があるとき等は、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金を請求することができます【代理請求制度】といえます。

**共済金をお支払いできない主な場合** 次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

**1 すべての共済金** (1)被共済者の犯罪行為(個人賠償プラス・携行品損害共済金を除きます) (2)被共済者・契約者・共済金受取人の故意 (3)契約が解除された場合 (4)契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など

**2 死亡・重度障がい原因とする共済金** (1)発効日(増額分は更新日)以下(以下)から1年以内の自殺・自殺行為 (2)発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など

**3 不慮の事故原因とする共済金** (1)被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)被共済者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故 (3)無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 (4)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・膝・背痛で他覚症状のないもの (5)一部の職種において、業務中の事故(一部の職種について)をご確認ください) など

**4 交通事故原因とする共済金** (1)3.(1)の(1)～(5) 道路以外の場所における車両の交通により生じたもの、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの (3)人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの (4)「駐車」の事故 など

**5 病気を原因とする共済金** (1)被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 (3)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの (4)発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以上の入院、手術、放射線治療および先進医療 (5)発効日から1年以内に被共済者が妊娠・分娩に伴う異常を原因とした入院・手術、放射線治療および先進医療(こども総合タイプ、シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ、終身医療保障タイプを除く) など

**6 手術・放射線治療に関わる共済金** 創傷療法、皮膚切開術、デブリドマン、骨・軟骨または関節の整形外科的整形術、非腫瘍的整形外科的整形術および非腫瘍的整形外科的整形術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検を目的とした手術 など

**7 携行品損害共済金** (1)被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)生計を一にする親族の故意(被共済者に共済金を請求する目的がなかった場合は除く) (3)共済の目的とする携行品の欠陥、自然消滅、書き忘れ、紛失 など

**8 賠償責任に関わる共済金** (1)被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害賠償責任 (2)暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (3)職務従事しに起因する損害賠償責任 (4)被共済者本人が所有する財物および被共済者が使用・管理する財物に関する損害賠償責任(使用・管理とは借財物、預り物等をいいます。財物は不動産を含みます) (5)心神喪失に起因する損害賠償責任 (6)自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

※次の(1)～(5)については、共済金は重複して支払いません。(1)交通災害障害共済金(重度障がいのみ)と交通災害死亡共済金 (2)災害障害共済金(重度障がいのみ)と災害死亡共済金 (3)交通災害通院共済金と災害通院共済金 (4)重傷障害共済金と死亡共済金 (5)原因の異なる入院が重複する期間の共済金

**規約・細則の変更について** 当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日・移行日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済

金の額、その他の契約内容となすすべての事項)により更新・移行します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発効時期について、当会ホームページ上の掲載その他の方法によりお知らせします。

**個人賠償プラス(個人賠償責任共済)の保障の重複について** 当会および当会以外の契約ですべての種類の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金が支払われずない場合があります。それぞれこの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断ください。また、保障が重複した場合は、支払限度額はそれぞれ保障額を合計した額となります(それぞれの契約から共済金を重ねてお支払いすることはできません)。

**契約の無効について** 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。1. 被共済者が発効日より死亡していたとき 2. 被共済者が発効日より更新日に被共済者になることができない方の範囲外であったとき 3. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ 4. 申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき 5. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき 6. 同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対応するタイプ 7. 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき 8. 基本となるタイプが契約の発効日または更新日において無効であったときの個人賠償プラス 9. 被共済者がすでに終身生命共済ならびに個人長寿生命共済の事業規約にもとづく先進医療特約を締結している場合に新たに先進医療特約の締結をしたときの当該特約すすに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者にお返しします(7.のときを除きます)。

**詐欺等による契約の取り消しについて** 契約者、被共済者(個人賠償プラスの場合、主たる被共済者)または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときは、契約が取り消されることがあります。 ※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。 ※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。 **契約の解除について** 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。 1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行うおとしたとき 2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人(個人賠償プラスは、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を支払うべき人)以下(同じです)が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき 3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力<sup>※</sup>に該当するおとき、またはこれらの反社会的勢力に社会的に非難されるべき関係<sup>※</sup>を有していると認められるとき ※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます)以下(同じです)、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。 ※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に影響を及ぼしていること等をいいます。 4. 他契約との重複によって、被共済者にかかると認められるおときは、契約が解除されることがあります。 ※反社会的勢力<sup>※</sup>に該当するおとき(※3)の合算額が悪く過大である、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき 5. 1～4までのいずれかに該当するおとき、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき 6. 契約者または被共済者(個人賠償プラスは、主たる被共済者)が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されるおことがあります。 ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。 ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金は支払いません。 ※3.の事由のみ該当した場合で、該当した部分の共済金等の受取人のおみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

**契約の消滅について** 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。 1. 被共済者が死亡したとき ※被共済者が死亡された場合は当会へご連絡ください。 2. 被共済者が重度障がいの状態となり、重度障害共済金が変わらなくなったとき **被共済者による契約の解除請求について** 被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができません(個人賠償プラスを除きます)。**掛金の生命保険料控除について** こくみん共済の掛金は、一部を除き生命保険料控除の対象となります。 ※傷害タイプ、傷害60歳タイプ、個人賠償プラスは、掛金全額が控除の対象となります。**契約内容に関する届け出について** 契約者(4は被共済者または相続人)は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡がない、共済金をお支払いできない場合があります。 1. 契約者または被共済者の住所を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含みます) 2. 契約者の住所を変更したとき 3. 籍地が変更されたとき 4. 契約者が死亡されたとき **解約と解約返戻金について** 1. 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届書をご提出ください。 ※個人賠償プラスは組み合わせて加入している基本となるタイプが、終了(無効)取り消し・失効・解約・消滅)として終了となります。 2. 終身医療保障タイプ、終身生命保障タイプを解約するために、解約返戻金をゼロ(0円)とした共済商品です。そのため、契約を解約したり、契約が失効した場合の解約返戻金はありありません。 3. その他のタイプ 解約返戻金はありません。**お客さまに関する個人情報の取り扱いについて** 組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)にもとづき適切に取り扱います。共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求のため、再共済(保険)の取り先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社等と、本契約に関する個人情報を共同利用することがあります。 ※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ(https://www.zenosai.coop)をご参照ください。

**ご契約者の皆さまへ** 「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をえる充分な積立を行ってまいります。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っています。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、あらかじめお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・秘密性・安全性の確保に努めてまいります(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

**苦情のお申し出先** こくみん共済 coop お客様相談室 ☎0120-603-180 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く) ※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

※受付時間は変更となる場合があります。最新の情報はホームページでご確認ください。

新しく組合員になれる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合にもとづく、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければたでも都道府県を基盤の組合員が必要となります。各生活協同組合加入につきましては、新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要ですが(生活協同組合連合会のため、1口(1,000円)以上の出資をお願いしています)。



資料請求やお見積もり、ご加入はWEBからお手軽に。 詳しくはこちら!

もしもの保障も。資産形成も。 **こくみん共済**

家計にやさしく幅広い世代に選べる保障

総合保障タイプ

医療保障タイプ

こども保障タイプ

もしものに備えながら確実に資産形成

手堅い資産形成 + 保障 一時払い終身生命

将来の資産形成 + 保障 ねんきん

手軽に貯蓄 + 保障 満期金付生命

など



公式キャラクター

あなたにぴったりの資産形成を簡単診断。 詳しくはこちら!

この封書で各種共済の資料請求もできます。

詳しい資料をお届けします。資料を希望される共済に✓をつけてください。

こくみん共済 (医療保障・遺族保障)

こくみん共済 (一時払い終身生命)

こくみん共済 (総合医療共済)

せいめい共済 (遺族保障・介護保障)

マイカー共済 (車の補償)

住まいる共済 (火災・自然災害・地震の保障)

こくみん共済【質問表】(重要事項)

すべての質問に必ず回答してください。

■被共済者の同意を得たうえで、被共済者の健康状態についてありのまま正確に回答してください。

いずれにも該当しない場合は、回答欄の **00** を必ず選択してください。

■事実が記入されていないときは、契約は解除され、共済金等をお支払いできない場合があります(共済募集人に口頭でお話されても、回答したことにはなりません)。

■質問に該当する場合は、別途詳細な内容を「追加告知書」に記入いただく場合があります。また、回答内容によっては加入いただけない場合があります。

以下の質問に該当する場合は、回答欄の **00** を選択のうえ、該当番号をのりなく記入してください。

質問① 最近3ヵ月以内に、以下のような症状や体の痛みがありましたか。

質問② 最近3ヵ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか(経過観察を含む)。または、医師より検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。

質問③ 過去5年以内に、「手術」または「連続して7日以上入院(正常分娩による入院を除く)または「初診日から治療終了日までが14日以上にわたる医師の診察・治療・投薬」を受けたことがありますか。

質問④ 過去2年以内に、健康診断・人間ドックを受けて、異常(要経過観察・要再検査・精密検査・要治療を含む)を指摘されたことがあります。 ※再検査・精密検査の結果に異常がない場合は、本質問項目には該当しません。 ※健康診断とは、健康維持および病気の早期発見のための診察・検査をい、乳幼児健診や献血時の検査、その他自主的に受けた各種検診も含みます。

質問⑤ 今までに、がんまたは上皮内新生物にかかったことがありますか。 ※がんとは、白血病・骨髄腫・悪性リンパ腫・肉腫・骨肉腫などを含む、すべての悪性新生物をいいます。

質問⑥ 視力・聴力・言語・しゃく機能の障がい、手・足・指の欠損や機能の障がい、あるいは背骨(脊柱)の変形や障がいがありますか。

質問⑦ 女性の方はこの質問にもお答えください。過去5年以内に、子宮筋腫・子宮内腺症・卵巣のう腫・不妊症で入院・手術や医師の診察・検査・治療を受けたことがありますか。または、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開を含む)で入院・手術を受けたことがありますか。

質問⑧ 女性の方はこの質問にもお答えください。現在、妊娠していますか。

質問⑨ 入院給付金付きの保険共済に4社以上加入していますか。

質問⑩ 個人賠償責任保険・共済(偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を保障する保険・共済)に加入していますか。

料金受取人払郵便

9808760

仙台中央局承認

1235

差出有効期間 2028年4月3日まで (切手不要)

(受取人) 仙台市青葉区本町1-10-29

こくみん共済 coop

北海道・東北統括本部 行

〒720358

封書の作り方

このチラシはこくみん共済の郵送加入申し込みにご利用いただけます。

1 必要事項を記入・押印してください。

2 封筒の形に折り、のり付けしてください。

3 ポストへ投函してください。

切手不要

みんなを支える「一生涯」の医療保障。

終身医療保障タイプ

加入できる方 満15歳～満80歳の健康な方 保障期間・掛金払込期間 終身(一生涯保障)

月々の掛金 ▶ 掛金は加入時(発効日)の満年齢・性別によって決まります。下記の掛金表でご確認ください。

加入年齢	先進医療		特約あり(月払掛金表)		先進医療		特約あり													
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性												
15	1,460	1,480	25	1,800	1,810	35	2,290	2,200	45	3,060	2,770	55	4,190	3,670	65	5,730	5,040	75	7,830	7,090
16	1,490	1,510	26	1,840	1,840	36	2,360	2,240	46	3,160	2,850	56	4,330	3,790	66	5,900	5,210	76	8,100	7,350
17	1,520	1,540	27	1,880	1,880	37	2,420	2,290	47	3,260	2,920	57	4,470	3,910	67	6,080	5,390	77	8,380	7,610
18	1,550	1,570	28	1,930	1,920	38	2,490	2,350	48	3,360	3,000	58	4,620	4,030	68	6,260	5,570	78	8,660	7,880
19	1,580	1,600	29	1,970	1,950	39	2,560	2,400	49	3,460	3,090	59	4,770	4,160	69	6,460	5,760	79	8,990	8,170
20	1,610	1,630	30	2,020	1,990	40	2,640	2,460	50	3,580	3,170	60	4,940	4,300	70	6,660	5,960	80	9,310	8,460
21	1,650	1,670	31	2,070	2,030	41	2,720	2,510	51	3,690	3,260	61	5,080	4,440	71	6,870	6,160			
22	1,680	1,700	32	2,120	2,070	42	2,800	2,570	52	3,810	3,360	62	5,240	4,580	72	7,090	6,380			
23	1,720	1,740	33	2,170	2,110	43	2,880	2,640	53	3,930	3,460	63	5,400	4,730	73	7,330	6,610			
24	1,760	1,770	34	2,230	2,150	44	2,970	2,700	54	4,060	3,560	64	5,560	4,880	74	7,580	6,850			

先進医療特約は任意付帯です。また、先進医療特約の共済期間は10年(自費更新することによる一生涯保障)です。

※「終身医療保障タイプ」および「終身医療保障引受基準緩和タイプ」はそれぞれ1つしか加入できません。また、「終身医療5000」「終身医療3000」「終身医療追加2000」にすでに加入している場合、「終身医療保障タイプ」に追加加入できません。

こくみん共済 coop 公式アプリ

24時間いつでも手続きできます。

便利

お得な特典がいっぱい!

こくみんLifeサポート

約18万種のお役立ちサービスが組合員特価価格などで特典に使える!

週に1度のスペシャル特典「すぞ得!」

毎週水曜日18時にお得なサービスが更新されます!

マイページ登録後、10秒ハズワードでログイン

たすけあい

アプリ登録1件につき、社会福祉協議会・子ども食堂・福祉施設などに1食分のお米(100g)を寄贈いたします。

お電話でのご相談・資料請求は ☎0120-220-220

【受付時間】9:00～18:00(日・祝日・年末年始を除く) お電話の際は、広告番号をお知らせください。 【広告番号】720358

青森県内の共済ショップの詳しい情報はコチラ!

- 共済ショップ 青森店 〒030-0802 青森市本町3-4-17
- 共済ショップ 八戸店 〒031-0081 八戸市柏崎5-4-7
- 共済ショップ 弘前店 〒036-8022 弘前市萱町16-1
- 共済ショップ むつ店 〒035-0051 むつ市新町16-5
- 共済ショップ 五所川原店 〒037-0036 五所川原市中央4-100
- 共済ショップ 十和田店 〒034-0003 十和田市元町東1-8-15

たすけあいから生まれた保障の生協です 「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済 全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

青森推進本部 (青森県労働者共済生活協同組合)

